

農政改革特命チーム第10回会合

平成21年4月15日（水）

農 林 水 産 省

午後6時00分開会

○針原チーム長 定刻となりました。ただいまから農政改革特命チーム第10回目になりますが、会合を開催いたします。

本日はご多用中にもかかわらずお集まりいただきましてありがとうございます。本日、大泉委員は所用により欠席となっております。

なお、書面にて意見を預かっておりますので、後で事務局からご紹介させていただきます。また、経済産業省の石黒審議官が所用により若干遅れてお見えになるということでございます。

本特命チームに与えられた使命は、今月前半、前半というのは15日、まさに今日がその前半なんです。を目途に農政改革の検討方向を取りまとめて閣僚会合に報告することとされております。その案につきまして、本日は前回に引き続いて議論をしていきたいと考えております。午後8時までを予定しております。円滑な議事運営にご協力下さい。

これからカメラの撮影はお控え下さい。

それでは、議事に入ります。本日の議題であります農政改革の検討方向（案）につきまして、議論していきたいと考えております。本日の資料は、前回までの議論の中でチーム員の皆様からいただいていたご意見を精いっぱい反映させていただいたと考えております。また、前回文章化されていなかった項目、農業に係る項目でございますが、これまで皆様よりいただいたご意見の最大公約数として文章化させていただきました。また、その仮定で、作業の経過でございますが、個別にご趣旨を確認させていただき、ご相談させてもいただいたと思います。大括りの項目ごとに事務局から説明をいただいた上で議論を進めて参りたいと思います。欠席されております大泉委員より、先ほど申しましたとおり書面でご意見をちょうだいしておりますので、その中でも適宜ご紹介をお願いいたします。

資料をご覧くださいますと農政改革の検討方向（案）ということで、基本的考え方から、見え消しになっている資料がございますので、そのパーツに分けて議論したいと思います。1の項目、基本的考え方、3ページの中ほどまででございますが、まずその部分について、ここは前回議論いたしましたので、事務局から変更点を中心に説明をお願いいたします。

○末松農林水産省大臣官房政策課長 農林水産省事務局でございます。1ページ目のところから、主な変更点について説明していきます。

まず、1の（1）の2のところ、「食料に対する国民の認識を含め、日本の食料生産を

担うべき農業の将来はまことに不安と言わざるを得ない」、現在の認識をきちんと強調しておくということで文章をつくっております。

それから、3のところでございますが、今の状況についての正確な認識など、また字句をきちんと整理したつもりでございます。

それから、(2)のところでございます。最初のパラグラフのところに、「思い切って改革を行う決意を持たなければならない」、また、その次のパラグラフでは、「農業・農村に意欲と活力を取り戻し」、それから、①のところでは、「元気な」という言葉について、「意欲を持った担い手の参入」など、現在の状況の認識を強調するとともに、用語をきちんと明確化したところがございます。

それから、1ページ目から2ページ目にかかるところで、農業による所得の確保、議論されていた内容を加えたということがございます。

また、2のところにも、地方自治体、きちんと文言の明確化をしたところがございます。

それから、2ページの下のところ、「3 国民的議論の喚起」のところがございますが、①、②と方法論を2点整理してございますが、それを分かりやすくするための文章を追加したものでございます。「農業が産業としての持続性を確保し、農村が地域としての活力を回復するためには、農業・農村サイドにおける努力が前提となる」、これが出発点であるということ、それから、その上で「国民全体からの支援を受けながら」というような考え方をきちんと明記したところがございます。

それから、3ページのところがございます。国民に信頼される農政の推進ということでございますが、最後のパラグラフで、ご意見のありました、「特に、農業・農村の現場で分かりやすく、使われやすいように施策の重点化を図る必要がある」というような文章を追加したところがございます。

1については以上でございます。

○針原チーム長 このパーツについて、前回かなり議論しましたけれども、どうでございますか。

○中村委員 私が申し上げた表現もかなり取り入れていただいたので、結構だと思います。文章はこれで結構なんですけど、1つだけ単語で、私は言葉を商売にしていたものですからどうも気になって、1ページ目の下から4行目「国民全体が裨益しようとするものであり」というのは、ちょっと言葉としてはあまり使わないんじゃないですか。だから、他にもし同意味で適当な言葉があったら、私は変えた方がいいと思います。

○針原チーム長 確かに、ちょっと古風などいいますか、耳なれない言葉かと思います。分かりやすいものに、事務局に任せていただいて変えたいと思います。申しわけございません。

他はどうですか。

○財務省 この部分については私も前回いくつかお話をしたので、いくつか取り入れていただいているので、非常にありがたいというふうに思っております。その上で、非常に細かい話を役人的に申し上げますと、1ページ目の1の(1)の②の最初のパラグラフなんですけれども、これは5行ワンセンテンスになっているので、どこかで一回区切った方がいいんじゃないかと思っています。例えば、「認識すべきである。」で一回切るとか、「にもかかわらず」と、単純に丸を入れるだけなんですけれども、やや役人的に申し上げると5行もあるので読みにくいのかなという話があります。

あとはここに示されている認識については基本的にこれで結構だと思っております。ただ、今後議論する時の話ということであえて私の問題意識をもう一回だけ申し上げておくと、2ページ目の(2)成果の共有のところの②ですけれども、地域によって多様であるというふうなこと、それから地域ごとの状況、創意工夫というのは、これはたしかこのセッションが始まる最初の頃でこういうところの認識からスタートしようというふうなことだったと思うので、非常に重要なことなんでしょうと思います。これを今後検討していくに当たっては、仕組みづくりに国がどうかかわっていくのか、地方がどういうふうにかかわっていくのかというふうなこと。あるいは国がかかわるにしても、本当に地域の自主性というのが生かせるような仕組みにできるのか。その辺を今後の議論としてよく重視をして議論をしていくということが必要なんだろうというふうに思っています。

それから、3の国民的議論の喚起の冒頭の部分は、これは私が申し上げた部分、観点から若干手を入れていただいたということで、非常に感謝をしております。結局これは前回大泉先生もおっしゃっていましたが、まずどういうふうなことが農業・農村サイドでできるのかというところが出発点になるのだろうと私は思っております。最初から社会福祉的に支援が必要なんだとか、支援をすべきなんだというところから議論が始まるというのはちょっとおかしいのかなという思いがあったのでこういう指摘をさせていただきました。こういうふうに直していただいたので非常に結構だというふうに私は思っております。

○針原チーム長 文章を直す過程で長くなるという現象がここにも見られたわけで、「認識すべきである」の後に丸を入れるということをお願いいたしたいと思います。

ここはよろしいですか。

では、その次のパーツ、食品の安全性の向上のところ、これは変わった部分を中心に説明をお願いいたします。

○末松農林水産省大臣官房政策課長 事務局からご説明します。

3ページのところ、下からでございます。3ページは変わったところはありません。

それから、4ページのところの(3)のところでございます。消費者への食品情報提供の充実による信頼性の向上ということで、①のところ、中村先生から議論がありました食品の安全性に関して、消費者を初めとして生産者、食品製造業者、行政関係者などの関係者の間で情報を共有することにより、ア、イ、ウと書いておりますが、具体的なことについて理解を深めていく方策を検討する必要があるということ。それから、「また」以下に書いてあるように、さらなる連携の強化について検討する必要があるということで、この問題について押さえておくべきことを明示したということでございます。

以上でございます。

○針原チーム長 この部分、どうでございますか。

○中村委員 前回、表現について、考えるところを申し上げて、それが必ずしも十分に理解をされなかったのではないかという不安もあって、その後個別にいろいろお願いを申し上げてこういった文章になったというふうに理解しております。言いたいことは、この文章はこれで私は結構だと思いますけれども、これから先の検討の場合に、検討の時に留意すべき点として頭に入れておいていただきたい。できればそういった考え方を共有できればというふうに思っておりますのは、1つは、消費者の意識の問題として、食品の生産から流通までが非常に多様化して複雑化しているという中で、極めて安全性に対するニーズは強まる一方である。それは最大限尊重して、それに沿って政策を進めなければいけないということはもちろんなんですけれども、ただ、消費者側にも意識の問題としてこれから先わきまえるというか、気持ちの中に置いておいて欲しいという点があるということ、実は上手に言いたかったんですけれども、あまり上手に言えませんが、それはどういうことか、そこに一つだけ出ております。安全と安心というのは違うんですよというようなこと、それから、もう一つは、これは日本人にはとても苦手な考え方なんですけれども、リスクがあってベネフィットがあって、それをその兼ね合いで食品を選ぶ。そのことがなかなかうまく理解が届いていないというようなことが、これから先、食の安全を考える時に必要なことではないか。それから、さらにあえて言えば、その場合にゼロリスクというの

はないんです。どんなにいろいろな注意をして、気を遣って配慮してもゼロリスクというのはあり得ないんだということが大前提としてあって、そのことも実は消費者意識がこれからいろいろ物事を考えていく時に、食品を選ぶ時に必要になってくる考え方なのではないかなというふうに思っているわけです。

この文章ではそういうところは割合上手に言葉を選んで取り上げていますので、これはこれで私は結構だと思いますが、これから先の検討課題の時にそういうことを頭の中に入れておいていただければありがたいかなというふうな気がいたします。

それから、さらにここに書いてありますのは、「食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省等関係行政機関の連携」と、こう書いてありますが、食品安全委員会という言葉は前のドラフトにはなかったと思うんです。私がちょっとの間申し上げて、言葉だけではありませんけれども、連携という形で入れていただいております。これは6大臣はともかくとして、全体の農政推進の会議というのは全閣僚が参加するというふうに私は理解しております。そういう中で言えば、食品安全特命大臣におかれても、こういったことについてちょっと関心を持っていただければありがたいかなというような気持ちでここに入れていただいたというふうな私は気持ちでおります。ですから、これはこれで大変結構だと思いますが、これから先のことを今申し上げたようなことで、私のコメントとして申し上げました。

○針原チーム長 貴重なアドバイスありがとうございました。肝に銘じて検討しなければいけない点だろうと思います。

その他、どうぞございますか。

では、今回は項目しか出していないパーツにつきまして、ご説明をお願いしたいと思います。前回、担い手の問題から、農地、農業の生産・流通、所得の増大、自給力、この辺りまでは出していなかったかと思っておりますので、この農業に関するパーツにつきまして、一括してご説明をお願いいたします。

○末松農林水産省大臣官房政策課長 それでは、4ページの下のところからご説明させていただきますと思います。前回までは項目が書いてございました。2が担い手の育成・確保ということでございます。(1)が担い手問題の検討の基本的方向ということで、担い手問題は農業の持続性を確保する中では最大課題だということで、そうしたことを書いてございます。最後のパラグラフでは新しい担い手の参入を促す仕組み、それを経営感覚を持った経営体に育てる仕組み、それを支えていくための仕組みといった体系を立てて、総

合的な担い手対策について検討するということになっております。

(2) がその新しい担い手の参入を促す仕組みということで、①、②にその具体論、ご議論いただいたことを記しております。

(3) は、担い手を育てる仕組みということでございまして、①は、地域には規模は小さくても大規模経営を目指して頑張る経営、兼業であつてもというふうな、いろいろな取組があることを示し、この人たちをさらに育てるために何が必要かということを検討することを書いてございます。

②は、それに加えて、農業の最も基礎的な生産要素である農地・農業用水を確保し、農業経営体がそれを有効かつ効率的に利用していくことを確保するために「平成の農地改革」が現場において実効をもって推進されるよう、体制整備とか政策支援のあり方などを検討すると書いております。

③については、農業金融等のことが書いてあります。

(4) は担い手を支える仕組みということで、①、②と書いてございます。①は既存の規模拡大対策や経営安定対策について現場から提起された課題を踏まえて必要な施策の検証を行う。それから、②は、他方、小規模・兼業農家等を含めて地域農業や地域社会にかかわる多様な主体が存在する中で、地域一体となって創意工夫し、農業生産を軸としつつ、地域資源を維持すること、そういうような①と別の支援の在り方についても検討するということと書いてございます。

続けて、3の農地問題についてご説明をします。(1) は「平成の農地改革」の意義と政策効果ということで、具体的に書いてございます。現在提出法案の早期成立を図ること、そして、農地は私有財産であるが国民の食料生産のための公共の財であるという考え方を徹底させることが重要であるということが(1)に書いてございます。

(2) は、この農地改革を現場で強力に推進するための方策ということで、法案成立後、その速やかな具体化を図るため、地域の実施体制づくりやその取組の支援策、耕作放棄地解消に向けた取組などについて具体的な施策を検討する。また、その際にはということで、資産保有の点などが書いてございます。

続きまして、6ページが一番下、4 農業生産・流通に関する施策のあり方ということでございます。(1) のところでございますが、需要を基本とした対策の構築ということで、「農作物の生産は需要を起点に売れるものをつくっていくことが大原則である。このような観点から、現行の農業生産・流通に関する施策について需要を起点としたものにな

っているかどうか点検し、必要な見直しを行っていく」ということをございます。

(2) でございますが、作物別の特性に応じた施策の構築ということで、作物別の特性に応じていろいろなことをきちんとしていくということでございます。また、その中で特に土地利用型農業というものについて、穀物という基礎的な食料を生産しているにもかかわらず、なかなか規模拡大のこれが顕著だというような問題等を踏まえて、これをきちんとしていくということで、最後のところに書いてありますが、戦略的穀物政策の総合化を図るべきであるというふうに記述してございます。

(3) が米の生産調整の問題でございます。我が国の生産調整はEUのような単なる休耕ではなく、主食用米から麦・大豆・飼料作物等への生産転換を進め、自給力・自給率の向上につなげていこうとするものであるが、水田農業の構造改革は遅れており、米関連、水田農業関連の各種施策の内容について、生産調整実施者から見て不公平感があるなどの問題が指摘されており、改めて検証することが必要であるというふうに書いてございます。

②のところでは、特に、21年度からは、水田のフル活用・全面活用を行っているところであり、この実行状況もよく検証しながら、今後の生産調整のあり方を考えていく必要がある。

③で、「その際、生産調整は多様な政策目標と関連するものであり、食料自給力・自給率向上との関係、担い手の育成やその経営の自由度との関係、農業者の経営所得の安定・発展との関係等にも十分留意して、米関連・水田農業関連の各種政策についてそれぞれ具体的なあり方を検討し、整合性のある政策体系を構築する」というふうに記述してございます。

また、④のところ、「農業者、消費者を初めとする国民各層のコンセンサスの下に、実効性ある分かりやすい政策が継続的に実施できるようにするためには国民的議論が必要不可欠である」ということで、「国民に対するアンケート調査や、米の生産・消費・価格・農業所得、構造改革等に関する各種シミュレーションを行い、その結果等も示しながら進めていく必要がある」というふうに記述してあります。

引き続きまして、8ページの5 農業所得の拡大でございます。(1) で、農業所得問題の政策上の位置付けということで、①に書いてございます。最後のパラグラフで、「このため、体質強化等を通じた農業所得の増大を実現する方向で検討を行う」というふうに記してございます。

また、「その際に」ということで、②に具体的なことが書いてございます。

(2) は、先日農水省からも発表がありました。品目ごとの論点について具体的な検討を進めるということが書いてございます。

(3) は、横断的に取り組むべき事項について書いてございます。

6までご説明をさせていただきます。6の食料自給力問題でございます。この6の食料自給力問題は、たしか前回にもお示ししたと思っておりますが、そこは前回のとおりでございます。

以上、2から6までご説明しました。

それから、この機会に、大泉委員からのご意見を朗読させていただきます。大泉先生からのご意見ですが、本案は、農村現場への施策の分かりやすさ、施策の透明性の確保、輸入の多い穀物への戦略的対応が明記されており、新たな政策的可能性を示唆するものとなっている。何より、農業生産額の維持、生産性の向上、農業所得の拡大、競争力の向上を政策として記述されており、こうした諸点は評価できるものである。その目的に沿った目標に向かい、政策効率を上げるための施策の総合化が必要と考えるが、その点の記述にも配慮が見られ、評価されよう。

以上を踏まえ、文章については了解ということでございます。その後続いておりまして、とはいえ、今後検討しなければならない課題もあるように思われる。食料・農業・農村基本法はさきのような目的に沿った目標を、経営者育成を通じて実現する道を示しているが、農政は政策目標を的確に定めたらそれから逸脱することなく実施すべきと考えるが、実際の一連のプロセスがそうなっているのか、今後検証する必要があるのではないかと。

さらに、基本法のご思想、考え方と、計画、施策との間での的確な整合性がとれ、基本法に基づいた施策がなされているかの検証も今後は必要になるだろう。目的や法律の精神と現実の間にそごを来した場合はその点を即座に検証し、即座に目的に向かって軌道修正できる体制になっているかが重要と思われる。例えば、米の生産調整の問題に関し、本案では現実の問題を的確に指摘しているが、かかる認識に基づき政策目標や基本法に沿った形での的確な政策がなされているか検証し、もしそうでないなら新たな提案をいかに即座に行えるかが今後の課題とされようということでした。

以上でございます。

○針原チーム長 大泉先生は、後半なかなか厳しいご指摘のように見受けました。しっかりと受けとめなければいけないかと思っております。パーツがちょっと厚くなりますが、一括してご意見を賜りたいと思っております。よろしくお願いたします。

○中村委員 それでは、私は農地のことで、ですから、ページとしては6ページですか。農地のところで少し意見がございます。「平成の農地改革」の意義と政策効果の中で、農地は私有財産ではあるけれども、国民の食料生産のための公共の財であるということを明記していただいた。これはとても重要な2行だというふうに私は思っています。今の提出されている農地法の精神にもそむかない考え方だと思うんですが。ただ、ここで、これから先に検討していく方向の中で、私は是非農業委員会の在り方というものを議論の上に載せたいと思うんです。というのは、やはり農業委員会そのものの、今、本当に農地を守る、日本の農地を守るという上で機能が本当に十分にそこで発揮されているかどうかということは、地域のある事情などを考えますと、必ずしもそうでもないところもあるということ踏まえて、是非農業委員会というのは、これから先の議論でももちろん結構ですが、ひとつテーマとして載せていただきたいなというふうに思っています。

それから、時間もあれですからついでに申し上げてしまいますと、7ページの作物別の特性に応じた施策ということで、戦略的な穀物政策の総合化という言葉も、これは、私は大変いい視点ではないかというふうに思っています。

それから、生産調整のところは、今の段階ではこういう表現で、とにかく不公平感をなくそう。改めて検証するというので、これはこれで私は結構だと思いますし、それから今後の生産調整の在り方を考えていく必要があるというのはまさにそのとおりだと思います。

この時に、私はこの間から何か気になっていて仕方がないのは、水田のフル活用、こういう言葉が使われておりました、水田のフル活用、こうおっしゃっている人の、しかし、一方では生産調整は維持するんだと、こうおっしゃるんです。これは言葉の矛盾ではないかと私は思うんです。つまり、生産調整というのは、一種の制限を加えるわけですから、制限を加えて、さらにフル活用というのは、言葉の上ではちょっとおかしいのではないかというふうに私は考えますので、フル活用にしても、それから生産調整の在り方そのものにしても、これは改めてその言葉の問題も含めて議論をすべきではないかというふうに思っております。

③のところ、整合性のある政策体系を構築すると、こうありますので、それはそれで言葉どおりでよろしいのではないかというふうに思います。

他にまだ幾つがありますが、取りあえず。

○針原チーム長 確かに、水田のフル活用ということ、ここはその後「全面活用」とい

う言葉に置き換えているというところも一つの用語の問題としてあるのかもしれませんが。

その他、どうぞございますか。

○梅溪内閣府大臣官房審議官 順に申し上げたいと思いますが、5ページのところで、担い手の問題については、新しい担い手の参入を促す仕組みという観点から担い手の問題を扱っているというのは、非常にいいことだと思います。特に経営感覚を持った経営体に育てるため、総合的な担い手対策について検討していくというのは、まさにこのような方向でさらなる議論を進めていただきたいと思います。

それから、5ページの一番下のところに、農業の最も基礎的な生産要素である農地・農業用水を確保しということで、生産要素という言葉が出てきておりますが、生産要素ということであれば、人もそうでありますし、資本もそうでありますし、非常に幅広いものがあると思います。そういう意味で、農業というものが外から新しい参入を促すような中で、オープンな産業の枠組みの中でどんどん広がっていくという、そういう形でより持続可能性を高めていくという観点を引き続き据えていただきたいと思います。

それから、7ページです。需要を基本に対策を構築していくところが指摘されています。これは大泉先生がこれまでの討議の中でご発言されていたと思いますが、農業というものも市場経済の中に存在しているわけですので、その市場の器の中でそれが売れて、的確なものが供給されていくというメカニズムを生かしていくためには、やはり市場における価格の情報というものが参加者に透明な形で情報が共有されて、それをもとに参加者が活動を行っていくという姿が基本だと思います。したがって、市場における価格情報とか、さまざまな情報というのは、硬直的なものではなくて、皆が共有するような枠組みを大事にして、対策の構築を考えていくことが大事であると思います。

その下にありますが、先ほど中村先生も既にご指摘されましたが、穀物政策というものを戦略的に総合化を図っていく。これは私も賛成したい論点であります。

それから、8ページに農業所得の増大という項目がございます。ここでは非常に将来のことを見据えて、いかに農業所得を増大させていくかという観点が書かれておりますが、将来に向けての課題を検討する場合には、これまでの農業所得がどういうものであったかということはいくらも検証すべきであると思います。既に2月の本チームの会合などでも農林水産省から丁寧なデータをいただいておりますけれども、そういう中にもありますとおり、単に農家の方がつくったというのではなくて、所得の中には補助金とか財政資金が入っています。そういうものがどういう役割を果たしていたのかということはいくらも

検証して、農業所得の問題は考えるべきだと思います。

その流れの中では、会合の中で私も一度お話しいたしましたが、時間当たりどれくらいの所得になっているのかという観点も、経営体別あるいは規模別での議論には参考にする必要があるのではないかと考えております。

以上であります。

○針原チーム長 今の梅溪さんのご指摘は、この会でも一貫してご指摘になった点で、私も肝に銘じてそういうことも考えながらやっていかなければいけないかなと考えております。逆に言うと、今まで、私などから見れば少し不得意だった点かもしれませんので、しっかり今後検討したいと考えております。

その他どうぞございますか。

○鈴木委員 9ページの食料安定供給のための備蓄を含めた手法の検討という点について、文章についてはこれで結構なんですけれども、備蓄をこれから検討するに当たって、こういうふうな視点といいますか、留意点を少し念頭に置いていただければと私が考えている点をこの場で申し上げたいと思います。

それは、日本の国内の食料安全保障というだけではなくて、世界の食料安全保障に日本がいかに貢献するかという立場から米の備蓄というのを位置付けるという視点も重要ではないかということで、今回の世界的な食料危機、米危機を経験し、そうでなくてもふだんから9億人もの栄養不足人口が世界にいるという中で、日本が最も潜在生産力を持っている米について、それをどうやって世界に対しても活用していくか。そういう点では、洞爺湖サミットでも世界的な食料安全保障の確立のために備蓄が重要であるという点を日本も強調したかと思えます。特に米については日本がリードしてそれを推進するというような姿勢が必要ではないか。そういう非常に大きな世界貢献という中で、米の備蓄制度というものも位置付けられないか。

世界的に見てみると、フィンランドなどは主食の穀物を1年分備蓄していますし、スイスは半年分とか、それに対して日本の水準というのは、世界的な水準から見るとかなり低いのではないかなという点もあります。そういう点も含めて、各国の主食穀物の備蓄水準とか、それにどのくらいのコストをかけているかというようなこと、できたら調べながら、妥当な米備蓄の水準と、そのコストの負担というようなことについて、世界的な比較もしながら、もし検討してみるようなことも可能であればという気がしております。

ただ、恣意的に過剰になったから買いますとか、そういうことで運用がされますという問題が生じるのは指摘されているとおりでございますので、そうではなくて、日本及び世界の食料安全保障に貢献するという意味での基本的なシステムとしてどういうふうな体系が必要か、どういうルールでこれを運用していくかというような点をきちんと確立する必要があるのではないかと考えております。

ついでに、施策の発動のルールのことについて申し上げましたので、一言関連で申し上げますと、この件に限らず、日本の施策はやや対症療法的に緊急措置として行われる場合が多くて、その事態が終わるとまた消えて、また何かあるともう一回大騒ぎして緊急措置をやるという、繰り返しているような側面があります。アメリカなどですと、現行制度が対応できない事態に遭遇しますと、それが今後とも必要であるとすれば、すぐに新たなルールとして農業法などで発動基準を明確にして入れ込んでいくというようなことが割と機動的に行われています。それができれば次に同じことが起きてもルールに沿って対処できて、関係者もそれを見越して経営計画が立てられるということですので、そういう意味では日本の政策体系、今回検討するに当たって、そのようなシステムチックなルール化で今後に持続的に耐えられるような制度体系にするという視点を是非重視していただけないかなという点も、併せて申し上げておきたいと思っております。

○針原チーム長 この点、どうでございますか。

○迫田財務省主計局総務課長 いくつか申し上げたいんですが、特に紙を直してくれということではありませんので、そういう前提で申し上げたい話がございます。一つは担い手の育成・確保という、4ページの下から始まるパーツで、6ページの(4)の②というところがありまして、「他方」とあります。「小規模・兼業農家等を含めて地域農業や地域社会にかかわる多様な主体が存在する」、これは多分事実認識としてそのとおりだろうと思うんですけども、最後の「支援のあり方についても検討する」というところについて、今後の課題なので、これからの検討の仕方次第だと思うんですけども、従前にも申し上げましたけれども、今の日本の農業構造が仮にこうであるとしても、それをどうしていくのかという、将来展望とここは密接不可分な話なんだろうと思うんです。私が思うのは、我が国の土地利用型農業の現状を踏まえた場合に、何らかの体質の強化というか、最近はやらない言葉かもしれませんが、構造改革というか、それはやはり模索すべきだというふうに思っております。そういうふうなこと、現在の断面で切った今の構造が、そのまま固定されていいのかという部分がやはりあるんだろうと思うんです。したがって、「支

援のあり方についても検討する」というふうなことでありますので、今後の話なので文章としては別にこれで結構なんですけれども、我が国の農業の将来展望をどうしていくのかというふうなことが支援の在り方と密接に関連をすることと思っております。そういう視点を踏まえながら検討するという必要があるのではないかと思っております。

それから、7ページの1行目に書いてある、需要を起点に売れるものをつくっていくことが大原則ということ、これは非常に重要な視点で、恐らく皆さん異論のないところだろうと思っております。あくまでも生産者が需要をどう見きわめて、必要とされているものをつくっていくか。それでどういうふうに所得を確保していくかというふうなことが、およそ産業といえば必ず出てくる話だと思うので、この視点が非常に重要だと思っております。それで、作り過ぎたとか、余ったということの後始末をだれかにお願いをすること、あまりに安易に行われるということになりますと、それは恐らく産業の体をなさないということだろうと思うので、ちょうどここに書いてあることは、この記述で結構だと思いますけれども、その裏側にある部分という話をよく注意をして、今後考えていかなければいけないだろうというふうに思っております。

これは今後についてのお願いでもあるんですけれども、恐らく、生産調整の話は今後多分いろいろ議論していくことになるんだろうと思うんですけれども、是非これまでの生産調整の取組なり、効果の検証なり、その辺を是非もう一回おさらいをしておきたいなというふうに思っています。いろいろな思想なり哲学はそれなりにあって、それで恐らく参加者みんなが嫌で、嫌で、やめたくてしょうがないのに無理やり続いているということだけでもないんじゃないかという部分がありまして、やはりこれは次善の策としていいのであるというふうな受けとめも現場ではあるのではないかとこのように思っています。したがって、今後の話で結構なんですけれども、生産調整について、かなり議論するのであれば、これまでの施策の検証という話をもう一回きちんとやっておいた方がいいのではないかとこのように思っております。

それから、8ページなんですけれども、8ページの一番上に、アンケート調査とか、あるいはシミュレーションというお話が出ています。特にこれは前回既存のシミュレーションを議論した時に、梅溪さんがおっしゃったのかと思いますけれども、初期値の置き方みたいな話で、非常に大きなものが出てくるとすれば、そこは具体的にやるとすれば、その際の取り扱い方というふうな話は相当慎重にしておかないと、何かあらぬハレーションを呼び起こして、意図せざるような効果が出るというのは本意ではないということになるん

だろうと思いますので、それはアンケートだってそうだと思うんです。アンケートの取り方によっていろいろな影響というのは出てき得ると思うので、その辺の取り扱いということについては一考を要するんだらうというふうに思っております。

それから、農業所得の増大というのは、これは是非、(1) ①の、「このため」というところに書いてある部分というのが非常に大事なことだらうというふうに思っております。体質強化というものを通じた所得の増大ということが非常に重要なことなのであって、まず自主自立ということで、やれるのかというところからすべてが始まらないといけないのだらうというふうに思っております。

それから、食料自給力のところですけども、カロリーベースの食料自給率についての私の考え方は十分申し上げているので、ここでは繰り返しませんけれども、是非どういう意味合いの指標なのかということ踏まえながら、政策目標の設定ということについては考えるべきだらうと思っております。

それから、備蓄のことについて鈴木先生がおっしゃいましたけれども、そこはよくいろいろな切り口から考える必要があって、海外援助というふうな話であれば、日本が持っているいろいろな政策ツールの中で、米なら米というものをどう位置付けるのかというふうな話が必要だらうと思いますので、それこそ戦略的に援助を考えていくというのであれば、米がいいのか、あるいは他のものがあるのか。当然それはコストも付随してくる話でしょうから、考えていく必要があるということだらうと思います。

それから、備蓄の在り方についても当然どれくらいのものであるのかという話は議論としてあるのでしょうけれども、何のためにというところがまず備蓄については議論が必要だらうと思っております。

それから、当然コストの話はどう考えるかというところがありまして、国の財政の世界でいうと、いろいろな議論がいつもあります。例えば日本の教育予算はODAの中で一番低いとか、よく言われるんですが、あれも子供が少ないという部分もあって、子供1人当たりだとそう遜色はないという数字があったり、何はともあれ、国民負担が各国とどれだけ違うのかのところは必ず我々の財政の議論では突き当たる部分なので、もしそういうふうなことで考えていくのであれば、諸外国との比較ということであれば、その辺も含めてトータルで議論をしないと、恐らく議論の方向性を間違えるのではないかというふうに思っているところであります。

取りあえず気づきというか、今後の検討に際してのお願いを含めて申し上げます。

文章としては特に修正をお願いしたいということではありません。

○針原チーム長 今後の議論をする上で非常に重要な指摘をいくつかいただいております。中には微妙に立場の違うのがひそやかに、あるいはあからさまに出ておりますので、今後このチームでもかなり突っ込んだ議論を事務局から資料を提供していただきながらやっていきたいと思っております。

その他どうぞございますか。

○石黒経済産業省大臣官房審議官 私も、結論から言うと文章についてとやかく何か修正をしてくれというつもりはなくて、いくつか感想めいたことをお話し申し上げたいと思います。特に私の立場というのは、ある意味では、何遍も同じことを言っていますけれども、兄弟官庁として、かつて一緒の役所であり、また産業施策という意味においては一つのアングルを共有している。ただ、実はどこがこんなに違うのかというところを、少し感想めいてお話しをしていきたいと思えます。

いささかエピソードめいた話になるんですけども、私、中小企業の経営者と話した時にある時言われたことは、なぜ農業には所得補償があって、自分たちにはないのか。また、自分たちがやってもらえるのはせいぜい債務保証ぐらいの話だ。借金はいつも残る。ある意味ではオンリスクだというような話を受けたことがあります。

私は、もちろん農業の世界の中において、ではそういった全く補償措置がない、あるいは補助金のない世界で農業は成り立つかといわれたら、これは地理的条件とか、さまざまな条件の中でそういったものはなかなか難しいというのはよく分かります。そういう意味ではそういうものは全く要らないというつもりは毛頭ありません。ただ、ある種この議論で少し勉強させていただいて感じていることというのは、長い歴史の中で、いわゆる経営とか、あるいはもっと簡単にいうと資本家としての自覚とか、そういうようなものというものがあつて農業の世界では少し欠けてきているという部分があるんじゃないかな。ある意味では、いささか補償ありき、補助ありきという世界の中で、農業というものが完全にビルトインされた格好で、やらざるを得ないからそうなったんだと思えますけれども、発想が変わっていったんじゃないかというようなことを感想として思いました。今回そういう意味では立ち位置を随分、ある程度クリアに変えておられて、いわゆる意欲のある農家というものをどうやって支援していくかということではっきりと書いておられます。

ただ、逆に、さっきの梅溪さんの指摘とか、迫田さんの指摘とかぶるんですけども、ある面で一番欠けているなと思うのは、常にここで出てくるのは担い手という、供給者サ

イドの議論です。それから、おもしろいなと思って見ていたのは、例えば需要を基本とした対策の構築ということでまずいわれているんですけども、その後ろにくるのは作物の特性に応じた施策の構築と、やはり供給者の、いわゆる生産者に対する施策です。前からいつも大泉先生などの議論をお聞きしながら思っていたことは、農商工連携で、ある意味で需要から、川下からぐんと川上まで一気通過でやっている、非常にサクセスストーリーを持った農業生産法人が一方でおられるわけです。それで、小規模農家というので成り立つ道はないのかと、私なりに考えてみると、ふと考えると、やはり既存の流通構造のところに問題があるんじゃないだろうか。要するに、どうも生産者をうまく需要サイドのニーズにあわせて供給するような仕組み、梅溪さんもさっきご指摘になっていましたけれども、マーケットの情報が生産者にきちんと伝わらない。それからまた、生産者がそれにあわせて努力する仕組みが必ずしもできていないのかもしれない。だから、その辺のところ、小規模農家というものの自立を考える上でも、需要サイドから見た流通の在り方というのをどう考えていくのというところについて、もうちょっと深掘りしていく必要があるのではないかなというふうに思いました。

そういう意味では、今、別にここで文章でどうこうということでは決してないんですけども、せつかく農業生産の流通に関する施策の在り方という項目を起こしておられるとすると、それについてのもうちょっと踏み込んだ、既存の流通の在り方がどうあるべきなのかというところ、それが実は小規模生産農家などがある意味では活性化していく一つのかぎだとも思うんです。その辺のところは何か逆にすべてが分断されて取り残されているんじゃないか。要するに、物すごく革新的な農業生産法人は、実は川下から川上まで一気通過で結ばれている。それから、例えばレストランチェーンなどと一部の契約農家がぼつちりつながっていて、実は契約農家は1,000万円、2,000万円の年収もひよっとしたら上げているというのをお聞きするんです。そういうのをお聞きすると、そこから取り残された小規模農家の方たちが、実はマーケットともうまく結びつかず、それからまた既存の流通のところも何となくいささか旧態依然たる姿のまま取り残されていないかなというような気がしております。何か全体を活性化するという観点でいくと、その辺のところがかぎかなというようなことを思います。

それから、もう一つ余計なことを申し上げると、ある種既にかなりクリアになっているんですけども、強い農家を強くするという。実際中小企業政策で、ある時中小企業基本法というものを我々も改正を何年か前にやりました。その時にはっきりと出したのは、強

い中小企業、意欲のある中小企業をいかに強くするかというところを割と理念としてうたっていたんです。そういう意味では、まだある面で農水省の立ち位置が正直いってそんなに簡単に振れることはできないというのは分かるんですけども、依然何となく全体を護送船団的にいくという感じというのが全体としてあるのかな。その辺のところのこれから各論になっていった時に、私は、今度は逆に別な役所にいるからこそ感じることを感想として申し上げたので、その辺はまた次のステップで議論させていただければなと思います。

逆に言うと、そういう議論の積み重ねの中で、いかにお金を使いながらとか、あるいはいかに農業を守りながらという意味での国民的なコンセンサスが多分出てくると思うんです。企業経営者の人間とか、他の産業の分野の人間とか、あるいはその産業分野の経営者、あるいはそこで働いている人たちに対してどれだけ分かりやすいメッセージを出せるかというのは、そういう議論もある意味では踏まえて積み重ねていく必要があるのではなかろうかというふうに思います。

ちょっと感想めいた話で、次のステップの時の議論ということで、感想めいたことを言わせていただいたという次第です。

○鈴木総務省大臣官房企画課長 これまでにいろいろ発言させていただいたことを取り入れていただき、ありがとうございます。担い手についてもかなりいろいろなことが書いており、4の農業生産、流通に関する施策及び5の所得の増大のところなども、需要を基本とした対策の構築ということですし、国際的な市場への拡大、マーケット拡大のために輸出拡大方策なども書いていて、まさにそういう方向なのだろうと思います。問題は4の需要を基本とした対策の構築と5の農業所得の増大が別になっていて、実は需要と供給がマッチングしたところには生産量と価格は決まらない、確かに6にあるように生産量×価格－コスト、ある意味供給曲線の方に近いと思うのですが、供給者側の曲線で利益がどれだけ出るかという話で、ここにもう一本、需要を基本とした対策で需要曲線を引いてみると、実は供給曲線がずっとあっても、そこに満足する生産量までいかないところにしか需要曲線との交点がないかもしれない。そこは国内市場が中心の作物であるのか、あるいは国際的なマーケットに出していけるような農産物であるのかによって、その生産物の生産額という意味での農業生産額と、それをつくっている農家、担い手の所得が随分変わってくると思います。目指すべきところはこれでよく、農業所得で生産量×価格－コストを伸ばしていくということですが、実際、個別にやっていると、ある生産品目はどんどん落ちて、あるものは伸びて輸出産業になる。そのようなばらつきも出てくると思います。そ

こは品目別に見ていかなければいけないということも書いていますので、今後の個別の検討の中でやっていけばいいのではないかと。

需要を基本とした施策という意味では、水田のフル活用、全面活用も言っているのですが、果たしてここで頑張っただけで生産量×価格－コストで出てきたコメ、新規需要米が本当に価格面で需要に見合っているものになるのか、政策的には難しいのではないかと考えています。

○針原チーム長 その他。

○中村委員 それでは、さっき申し上げなかった部分について、若干問題提起的に申し上げたいと思うんです。まず9ページの食料自給力問題で、とても大事な項目ですが、その(1)の、どのような政策目標を設定することが適切かということについて、幅広い観点から改めて検討するというのは、私もこれは賛成でございます。その時に、今のいわゆる数値目標ですけれども、食料自給率の数値目標ですが、これは食料・農業・農村基本法の第15条に数値目標を設定するということが実は明記されているわけございまして、そういうことを一応一方に置きながら、これはいろいろなところに聖域を設けなくて議論をするというふうな理解をしていますから、しかし、そのことも、これはかなり重要なポイントだと思います。そこも踏まえて、一体どういう政策目標がいいのかということは、大変大事な議論になるし、大事な議論にしたいなというふうに思っています。

それから、先ほど次の(2)のところの備蓄のことを言いました。備蓄になりますと当然コストの問題とか、それは必ず入ってくるんですが、前にも申し上げたとおり、備蓄というのは国が全部責任を持って全部金を出してやるという必要はないのであって、そういう備蓄もありますけれども、例えばスイスなどはそういう意味では国も一生懸命お金を使って国策として備蓄をやっていますが、それ以外に食品産業も流通段階で備蓄をするし、それからご家庭でも備蓄をする。そういうことを、国が物質的に、あるいは精神的にサポートしながらやっていくという、そういう考え方もこの場合には必要なのではないかとこのように思っています。

それから、もう一つ、1つ項目が前にさかのぼりますが、農業所得の増大のところ、今日ある新聞が、けさ「農業所得で目標値」という見出しを書いておりました。これはたしかに骨子の時は目標値という言葉があったような気がするんですが、どうもこのドラフトに至る段階では、あまり目標値という議論をしたような覚えはなかったんですけれども、骨子と今のこの間に何か、目標値というのは、考え方として何かありましたか。

○針原チーム長 では、この点は事務局からお願いいたします。

○末松農林水産省大臣官房政策課長 農業所得の問題については、今、項目の骨子について前回お示しして、文章については今回初めて出てきておりますので、目標値とか、そういう文言について、ここで書かれたものが議論されたということではないというふうに承知しております。農業所得の問題について、ここに書いてございます、「(農業純生産)の増大を実現する方向で検討を行う」ということで、そういうことを議論されている人の中に、さらにそういう意見があったのかもしれないと思いますが、私ども事務局では、前回ここについては、2から5については骨子の項目を出して、それから皆さんこれまでの議論を踏まえてこの文章を作成したというのが実態でございます。

○針原チーム長 確かに、この場の議論を正確に謄写するとかいう表現になるかと思えます。ただ、それに焦点を当てるといのは、かなり意義があることなので、数値目標を作るかどうかといのは、今後この場で真剣に議論すべき問題だろうと思えます。私は個人的に言えば、日本農業の元気度といえます、元気といのは危うい言葉でしょうけれども、活性化度といえますか、そういうものは、一つは例えばカロリーベースの食料自給率では十分表せないわけです。それが金額ベースでいいかといのと、それでいいのかどうか、あるいは補助金抜きの所得をどのように。今をどうするのではなくて、ベクトルをどうしていくかといのために、いろいろな施策を結集するということも一つあっていいのではないかなと、個人的には思いますが、この場ではまだそこまでのことを書くに至った議論は行われていなかったかと、僕は思っております。

このパーツ、いろいろ、1回目からヒアリングに対する質問を通じて、実は質問という形の意見が相当出て、それを最大公約数的にまとめた上で、そのまとめ方についてもアドバイスをいただきながらまとめたものですから、なぜか事務局に優しくしていただいたどうか分かりませんが、今のところ修文はないんだけどもと言われた上で、かなり難しい注文が相次いでいるというのが実態だろうと思っております。このパーツにつきまして、文章だけの問題として考えていただきたいんですが、このままでよろしいかどうかということですが、どうでございますか。

○中村委員 文章はいいです。

○針原チーム長 ということで、では、問題は先送りされたという認識の下に、文章整理としてはこういうことでとどめたいと思っております。

では、その次は、農山漁村対策から最後までパーツにつきまして、よろしくお願

たします。

○末松農林水産省大臣官房政策課長 9ページの7 農山漁村対策からでございます。これは前回お示しした文章を一部訂正したという理解でございます。まず、(1)のところでは、状況認識について正確にするということでございます。(2)についても、きちんとした状況認識の用語を使うということでございます。10ページになりまして、(3)のところは前回お示ししたとおり、8の連携軸の強化についても前回のとおりということだと思います。

9の新しい分野の挑戦については、(2)で重点プロジェクトの推進ということで、11ページの3行目のところですが、別紙2をつけまして、各プロジェクトの概要について分かりやすいものをつけております。それから、その下の耕作放棄地解消プロジェクトについては、「また」という文章をつけ加えておりまして、「耕作放棄地については、農業上重要な地域である農用地区域を中心に平成23年度を目途に解消を目指す」という言葉を加えるとともに、その下の②のイ アグリ・ヘルス産業開拓プロジェクトのところ、併せて、植物工場の普及・拡大を図る」という文言をつけ加えております。

この部分については以上でございます。

○針原チーム長 この部分は前は議論していないんですが、文章だけお示しした部分でございます。その後ご意見を事務局で募った上で修文ができてはいるんですが、この部分につきまして、どうでございますか。

○財務省 質問を、10ページ目の(3)の直払のところの②とありますね。「その際に」というところなんですが、この山あいの農地面積の狭小な地域におけるというのは、この流れの中で出てくるのがやや唐突感もあるんですけども、こう文章している背景というのを一回教えていただきたいというのが一つと。11ページで、これは新たにつけ加わっている部分の①の耕作放棄地解消プロジェクトとあります。これの「また」のところなんですけれども、これは「農業上重要な地域である農用地区域を中心に」というのだと、全体の耕作放棄地がこれでどれくらい解消されるというような、定量的なあれになるのかどうかというのを教えていただきたいんですけども。

○末松農林水産省大臣官房政策課長 まず、順番逆で、11ページでございますが、この言葉については諮問会議で議論されたものを記載してございます。

それから、耕作放棄地につきましては、先般実際どのくらいかというのをもう一度公表させていただきまして、その数字、数字がちょっと不正確なところもあるかと思っております。

れども、従来38と言っていたものをもう一度精査したものを先日発表させていただきました。それについてどういう可能性があるかということ、戻せるもの、それから、もう山等に、別の用途にならざるを得ないものという区分をして、それごとの対策を講じていくということになっておりまして、今度新しい数字において、この農業上重要な地域である農用地区域を中心に解消を目指すという時にどうなるか、もう一度お示ししなければいけないというふうに思っております。

担当でそこまでちゃんと把握したものが、内々できているのかもしれないので、そこはできていればお示ししますし、できていなければそれをちゃんとつくっていくことも必要だということになるんだと思います。

それから、中山間地域等直接支払などの意義と今後のあり方でございますが、農業集落等の活動や多面的機能の発揮については、ここに書いてある中山間地域と直接支払という制度と、農地水環境保全向上対策という対策があり、それぞれ一定の意義を有していると思いますし、また、それも課題もあるんじゃないかというふうに考えております。その時に、両制度とも農地の面積、田とか畑の面積を中心にどういうことをやるかというようなことになっておりますので、山あいの農地面積の狭小な地域などにおいては、十分な活動が、こういう対策がそういう山あいの農地面積の狭小な地域における対策としてうまく機能するのかとか、そういうことについても検証していくべきだというような趣旨で書いてあるつもりでございます。そこはまた補足があればお願いしたいと思っております。

○針原チーム長 他はどうですか。

一応ざっと一通りやってみたわけでございますが、最後に全体を通して、今後検討へのアドバイスも含めてあればということで、これからしばらくご指摘をいただきたいと思っております。確かに、このチームの、3カ月やってみたペーパーとしては、先ほど申しましたとおり、このチームでこれからやるべき議論、チームとしての結論がまだ出ておりませんし、かなり違った立場の意見が今日も出ておりますので、このチームとしては少し問題を先送りしたかと思っております。私、農林水産省の立場から見れば、かなり斬新な観点が、あるいは耳の痛い観点が、斬新といいますか、我々常に言われていることですが、かなり含まれて、事務方としてはこれをどう処理するかということについて、極めて難しい指摘をいただいたという印象もあるわけでございます。全体を通して、今後の進め方なり等につきまして、ご指摘があればいただきたいと思っております。

○中村委員 前々回ぐらいからちょっと気になっていることは、その時に、たしか骨子の

中にあったと思うんですが、女性の視点というのがあるって、女性がこの特命チームに一人もいないのに女性の視点というのをおこがましいのではないかとすることは申し上げた。その骨子の言葉は、実はこの案からは消えているんですけども。先ほど私が申し上げたように、消費者への食品情報提供の充実であるとか、食の安全安心の問題であるとか、こういうことについて、もちろん私なりの意見もあるし、アプローチもできますけれども、やはり女性にはかなわないと思うんです。かなわないというか、どこか気がつかないところが必ずあるんじゃないかと私は思うんです。ですから、もしも可能であれば、ここで一区切りするわけですから、次のこれからの検討方向の時に、これは事務局へのお願いで、可能であればというだけの話なんですけれども、お一人でも二人でも女性の方の委員を任命していただいて、お願いしていただいて議論に参加をしていただくということはどうなんでしょうか。これは私の気持ちで、いやそんなことは必要ないというのであればまたそれでも一つの意見だと思えますけれども、私はそんなことを今実は考えているのでございます。

○針原チーム長 ちょっと考えさせていただきたいと思います。

他はどうですか。

初めてこのような早い時間に終わることができるようでございますが、10回の議論を通じて非常に貴重なご意見をありがとうございました。どうか一定の現段階での整理、まだ検討事項の洗い出し的のところまでですが、ただ、これをベースに具体的な政策の詰めを行いながら、引き続き貴重なご意見を拝聴して進めていきたいと思っております。本日の文章につきましては、若干修文がございましたけれども、それを修文した上で、農政改革関係閣僚会合、近々に開催していただいた上で、この検討方向を報告したいと考えております。閣僚会合の日程につきましては改めてご連絡いたします。次回のこのチームのスケジュールでございますが、これを踏まえて今後の進め方を中心に議論を行いたいと思います。正式なご案内につきましては閣僚会議への報告終了後日程を調整させていただきたいと思っておりますので、改めてご連絡申し上げます。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。本日はこれにて閉会といたします。

午後7時14分閉会